限定承認公告

本籍新潟県三条市林町一丁目一八番、最後の住所新潟県三条市新堀一〇四九番地六

被相続人　亡　須戸　博意

右被相続人は平成二十二年二月九日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十六日新潟家庭裁判所三条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

新潟県三条市新堀一〇四九番地六

相続財産管理人　須戸百合子

限定承認公告

本籍愛知県岡崎市中島町字カラムシ一番地一、最後の住所愛知県岡崎市中島町字カラムシ一番地一ネオシティ岡崎南九〇一

被相続人　亡　青木　雅臣

右被相続人は平成二十一年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十四日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

愛知県岡崎市中島町字カラムシ一番地一ネオシティ岡崎南九〇一

限定承認者　青木こずえ

限定承認公告

本籍福岡県飯塚市飯塚四一六番地四、最後の住所長崎県長崎市田手原町八一一番地九廣中病院

被相続人　亡　倉掛　皓佳

右被相続人は平成二十二年二月一日死亡し、その相続人は平成二十二年四月十四日長崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月二十六日

福岡県福岡市西区石丸二丁目四一番二三―二〇五号

限定承認者　森　浩徳

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　オカトーインベストメントマネジメント株式会社

二、所在地　東京都中央区八丁堀四丁目三番三号

三、代表者の氏名　川本　徹

四、営業所名　本店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第一一七〇号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十二年十月二十九日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十二年四月二十六日

東京都中央区八丁堀四丁目三番三号

オカトーインベストメントマネジメント株式会社　代表取締役　川本　徹

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年五月二十七日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年四月二十六日

東京都新宿区四谷一丁目一九番地二　四谷セントラルビル五階

有限会社あるとエステート

取締役　森田　威

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十二年五月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年四月二十六日

大阪府大阪市中央区西心斎橋二丁目一六番九号

株式会社アストライ

代表取締役　上地　一弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき優先資本金の額を四十五億四千三百七十五万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年九月二十五日付官報の号外第二〇三号一一五頁に掲載されています。

平成二十二年四月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号

リバイバル1特定目的会社

取締役　鄭　武壽

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年四月十二日開催の通常総会において、出資一口の金額を一万円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条第二項の規定により公告します。

平成二十二年四月二十六日

長崎市魚の町二番二六号

西九州開発振興協同組合

代表理事　酒井日出男

訂正公告

平成二十二年四月十九日掲載の左記会社に係る合併公告中、「両社の株主総会の承認決議は平成二十二年四月十五日に終了」とあるは、「両社の株主総会の承認決議は平成二十二年四月十六日に終了」の誤りにつき訂正いたします。

平成二十二年四月二十六日

東京都台東区東上野五丁目一番五号

（甲）株式会社日本エル・シー・エー

代表取締役　木下　義和

大阪市福島区福島五丁目一番地五

（乙）株式会社ＬＣＡ－Ｉ

代表取締役　久保　裕滋

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年三月三十一日（号外第六十八号）公布農林水産省令第二十五号（種苗法施行規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）				
五〇下		八Mull	Müll	
平成二十二年三月二十九日公布国土交通省令第六号（自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三一		一五自動車損害賠償保障事業法施行規則	自動車損害賠償保障法施行規則	
平成二十二年四月五日法務省告示第百七十三号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
三四	二	平成	昭和	
平成二十二年三月三十一日（号外第六十八号）国土交通省告示第二百八十三号（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件）（原稿誤り）				
二三五	四	終りから一三	「千六百五十円」に、	「千六百五十円」に改め、一(一)ア(ア)(d)中
平成二十一年五月二十六日（号外第百八号）外国法事務弁護士名簿の登録中（印刷誤り）				
七三	上		一〇ジェイムズ・スタンレー・マシュー	ジェイムズ・スタンレー・マシュー

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十六日付第八九号九

六ページ●同日付政府調達第七八号三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）